

## 仕様書

### 1. 業務名称

令和8年度 東成区地域公園協働パートナー事業業務委託

### 2. 目的

大阪市では、複雑多様化する地域社会が抱える課題を解決するために行う公共性の高いサービスについて、行政が中心となって担うのではなく、行政や市民、地域団体、企業などさまざまな活動主体との多様な協働（マルチパートナーシップ）による取組みを進め、活力ある地域社会づくりをめざしている。

本事業は、そのような活力ある地域社会をめざし、より多くの多様な世代の住民の交流を図るため、地域公園の美観の保持等にかかる事業を、地域資源を活かして地域課題の解決に取り組む住民参加型のコミュニティビジネスの手法により実施するものである。

### 3. 事業期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

### 4. 事業対象公園

今里西之口公園、南深江公園、深江公園、北中本公園、玉津南公園

（注）対象公園のうち1公園又は複数の公園についての契約締結を可能とする。

### 5. 事業内容

公園の美観の保持、快適利用の促進

#### （1）公園内の清掃

##### ①実施回数

各月における清掃回数は、月1回以上とする。

ただし、ごみの散乱等の状況によっては緊急に清掃を行うこと。

##### ②実施日及び実施時間

各月における実施日及び実施時間は、受注者において定め、実施計画書により発注者に報告し、承認を得るものとする。

ごみの散乱等の状況に応じて緊急に清掃を行う必要がある場合は、その都度発注者と協議のうえ、実施日及び実施時間を決定するものとする。

##### ③実施要領

（ア）公園内の落ち葉や紙類をはじめ、缶、ビン、ペットボトル、ビニール袋等を拾い集めて、回収すること（いずれも公園周辺の側溝を含む）。

（イ）必要に応じ、ごみカゴのごみ処理及びごみ袋の取替えを行うこと。

（ウ）公園内の清掃で発生したごみは、可燃物と不燃物（ビン・缶・ペットボトル等）に分別したうえ、発注者が指定したごみ袋に入れ、発注者が指定するごみ集積場所に集積すること。

## (2) 除草その他美観を維持するための事業

### ①実施回数

除草回数は、年1回以上とするとともに、美観の維持に努めること。

### ②実施日及び実施時間

実施日及び実施時間は、受注者において定め、実施計画書により発注者に報告し、承認を得るものとする。

### ③実施要領

(ア) 事業の実施に際しては、常に周辺の安全確保を行うこと。機械による除草を行う場合は必ず「除草中」の看板表示を行い、公園利用者、工作物、周辺の建物、施設等に被害を与えないよう措置を講じること。

(イ) 事業の実施により発生したごみは、発注者が支給する指定のごみ袋に入れ、発注者が指定するごみ集積場所等に集積すること。

## (3) コミュニティの醸成

上記(1) (2)を通じて、コミュニティの醸成を図ること。

## (4) 共通事項

①本事業実施に必要な用具等の消耗品及び機材は受注者が準備し、これらに要する経費は、受注者の負担とする。

ただし、草刈機を用いるときは、東成区の所有する草刈機の貸し出しを受けることができる。

また、ごみ袋を用いるときは発注者の指定のものを使用するものとし、発注者から受け取ることとする。

②受注者は、契約後14日以内に実施計画書を作成のうえ発注者へ提出し、その承認を受けること。なお、当初の実施計画書の内容に変更が生じた場合は、発注者と調整のうえ、すみやかに実施計画書(変更)を提出すること。

実施計画書には、次の事項を記載すること。

(ア) 実施年月日、実施時間

(イ) 参加予定人員

(ウ) 緊急連絡体制

③受注者は翌月10日(ただし、3月は当月末)までに作業の実施状況を記載した「実施報告書(月報)」を作成し、本市に提出すること。

④受注者の責任において、公園利用者の安全確保のために必要な措置や配慮を講じること。

⑤不法投棄物件等を発見したときは、発注者に連絡し、指示を受けること。

⑥当該公園において異常及び落書きを発見したときは、発注者に連絡し指示を受けること。

## 6. 支払い方法

業務完了後、本市の検査を経て、受注者の請求に基づき支払うことを基本とする。

## 7. 再委託

① 業務委託契約書第16条第1項に規定する「主たる部分」とは次に掲げるものをいい、受

注者はこれを再委託することはできない。

- (1) 委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等
- ② 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。
- ③ 受注者は、上記①及び②に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。
- ④ 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の 3 分の 1 以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。
- ⑤ 受注者は、業務を再委託に付する場合、書面により再委託の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

## 8. その他

- (1) 契約後、仕様書に疑義が生じたときは、本市と受注者の協議によるものとする。
- (2) 契約締結後、当該契約の履行期間中に受注者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。
- (3) この契約については、大阪市契約規則及び大阪市会計規則に従うものとする。
- (4) 個人情報の保管については、「大阪市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例」に基づき、厳重に行わねばならない。
- (5) 受注者は、本業務が本市の事務又は事業を実施する事業者であることから、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）に基づき大阪市が定めた「大阪市における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」を踏まえ、過重な負担が生じない範囲で、障がいのある人が障がいのない人と同等の機会が確保できるよう環境への配慮に努めるとともに、障がいのある人の権利利益を侵害することとならないよう、個々の場面において必要とする社会的障壁の除去について、合理的な配慮の提供に努めなければならない。
- (6) 契約の締結は、令和 8 年度予算が発効したときとする。

## 職員等の公正な職務の執行の確保にかかる特記仕様書

### (条例の遵守)

第1条 受注者および受注者の役職員は、本業務(以下「当該業務」という。)の履行に際しては、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」(平成18年大阪市条例第16号)(以下「条例」という。)第5条に規定する責務を果たさなければならない。

### (公益通報等の報告)

第2条 受注者は、当該業務について、条例第2条第1項に規定する公益通報を受けたときは、速やかに、公益通報の内容を発注者(東成区役所総務課)へ報告しなければならない。

2 受注者は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者から、条例第12条第1項に規定する申出を受けたときは、直ちに、当該申出の内容を発注者(東成区役所総務課)へ報告しなければならない。

### (調査の協力)

第3条 受注者及び受注者の役職員は、発注者又は大阪市公正職務審査委員会が条例に基づき行う調査に協力しなければならない。

### (公益通報に係る情報の取扱い)

第4条 受注者の役職員又は受注者の役職員であった者は、正当な理由なく公益通報に係る事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

### (発注者の解除権)

第5条 発注者は、受注者が、条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないとき又は条例の規定に基づく勧告に正当な理由なく従わないときは、本契約(協定)を解除することができる。(指定管理者の指定を取り消すことができる。)

### 特記仕様書

発注者と本契約を締結した受注者は、この契約の履行に関して、発注者の職員から違法又は不適正な要求を受けたときは、その内容を記録し、直ちに発注者の総務課（連絡先：06-6977-9625）に報告しなければならない。

## 暴力団等の排除に関する特記仕様書

### 1 暴力団等の排除について

- (1) 受注者(受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下同じ。)は、大阪市暴力団排除条例(平成23年大阪市条例第10号。以下「条例」という。)第2条第2号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者(以下「暴力団密接関係者」という。)に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をしてはならない。
- (2) 受注者は、条例第7条各号に規定する下請負人等(以下「下請負人等」という。)に、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をさせてはならない。
- また、受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をした場合は当該契約を解除させなければならない。
- (3) 受注者は、この契約の履行にあたり暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から条例第9条に規定する不当介入(以下「不当介入」という。)を受けたときは、速やかに、この契約に係る本市監督職員若しくは検査職員又は当該事務事業を所管する担当課長(以下「監督職員等」という。)へ報告するとともに、警察への届出を行わなければならない。
- また受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から不当介入を受けたときは、当該下請負人等に対し、速やかに監督職員等へ報告するとともに警察への届出を行うよう、指導しなければならない。
- (4) 受注者及び下請負人等が、正当な理由なく本市に対し前号に規定する報告をしなかつたと認めるときは、条例第12条に基づく公表及び大阪市競争入札参加停止措置要綱による指名停止を行うことがある。
- (5) 受注者は第3号に定める報告及び届出により、本市が行う調査並びに警察が行う捜査に協力しなければならない。
- (6) 発注者及び受注者は、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者からの不当介入により契約の適正な履行が阻害されるおそれがあるときは、双方協議の上、履行日程の調整、履行期間の延長、履行内容の変更その他必要と認められる措置を講じることとする。

### 2 誓約書の提出について

受注者及び下請負人等は、暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出しなければならない。ただし、発注者が必要でないと判断した場合はこの限りでない。

## 生成 AI 利用に関する特記仕様書

受注者又は指定管理者(再委託及び再々委託等の相手方を含む)が生成 AI を利用する場合は、事前に発注者あて所定様式により確認依頼をし、確認を受けるとともに、「大阪市生成 AI 利用ガイドライン(別冊 業務受託事業者等向け生成 AI 利用ガイドライン第 1.0 版)」に定められた以下の利用規定を遵守すること。

### 生成 AI の利用規定

- 生成 AI を利用する場合は、利用業務の内容、利用者の範囲、情報セキュリティ体制等及び利用規定の遵守・誓約内容を事前に所定様式※により発注者宛に確認依頼をし、確認を受けること  
※ 所定様式は大阪市ホームページからダウンロードできます  
<https://www.city.osaka.lg.jp/ictsenryakushitsu/page/0000623850.html>
- 前記確認内容に変更等が生じた際には変更の確認依頼をし、確認を受けること
- 生成 AI は、受注者又は指定管理者の業務支援目的に限定し、市民や事業者向けの直接的なサービスには利用しないこと
- 文章生成 AI 以外の画像・動画・音声などの生成 AI の利用は禁止する
- インターネット上の公開された環境で不特定多数の利用者に提供される定型約款・規約への同意のみで利用可能な生成 AI の利用を禁止する
- 生成 AI 機能が付加された検索エンジンやサイトは、一般的にインターネットで公開されている最新の情報を検索する目的でのみの利用とし、生成 AI による回答を得る目的での利用を禁止する
- 生成 AI を利用する場合は、入力情報を学習しない設定(オプトアウト)をして利用すること
- 契約又は協定の履行に関して知り得た秘密及び個人情報の入力を禁止する
- 著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利を侵害する内容の生成につながる入力及びそのおそれがある入力を禁止する
- 生成・出力内容は、誤り、偏りや差別的表現等がないか、正確性や根拠・事実関係を必ず自ら確認すること
- 生成・出力内容は、著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の侵害がないか必ず自ら確認すること
- 生成・出力内容は、あくまで検討素材であり、その利用においては、受注者又は指定管理者が責任をもって判断するものであることを踏まえ、原則として、加筆・修正のうえ使用すること  
なお、生成・出力内容の正確性等を確認したうえで、加筆・修正を加えずに資料等として利用(公表等)する場合は、生成 AI を利用して作成した旨を明らかにして意思決定のうえ、利用すること
- 情報セキュリティ管理体制により、利用者の範囲及び利用ログの管理などにより情報セキュリティの確保を徹底して適切に運用すること